医事関係訴訟委員会における，訴訟代理人に対するアンケートの結果について

（最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局）

※第１２回委員会後のアンケート開始から平成１６年６月３０日までに提出された１０通を対象とする。

１　本件訴訟において，あなたは，どの当事者の代理人ですか。。

ア　原告代理人（　５　）　　イ　被告代理人（　４　）　　ウ　被告補助参加人（　１　）

２　本件訴訟における鑑定申請について，該当するものにチェックしてください。

ア　鑑定を申請した当事者の代理人である。　（　２　）

イ　相手方が鑑定を申請した。　（　２　）

ウ　双方が鑑定を申請した。　（　６　）

※　回答があった事案は５件であり，そのうち双方の申請が３件，被告の申請が２件であった。

３　本件訴訟において，鑑定人から提出された鑑定書について，何かお気づきの点があれば，記載してください。

・鑑定事項のうち，それぞれの専門分野について２名の鑑定人が分担して鑑定した。それ故かなり深い内容のものとなっている。（被告補助参加人代理人）

・非常に詳細で具体的な理由付けも付されたものであり，他の医療事件に比しても，優れた内容の鑑定書であると思う。（被告代理人）

・わかりやすい鑑定書であった。（原告代理人）

・鑑定書の内容があまりにも簡潔すぎ，かつ専門用語が多いためわかりにくいものであった。（原告代理人），最初に提出された鑑定書では，不十分な内容であった。裁判官から補充説明を求め，補充鑑定書が出されて，相応の内容になったと思われる。（被告代理人）

・鑑定書は，臨床所見・データの引用がなく，理由付けも曖昧で，説得力に乏しかった。判決も鑑定書の結論を排斥し，確定した。（原告代理人），鑑定書は，若干簡潔であった感がある。（被告代理人）

４　以上の他，本件の鑑定手続に関してお気づきの点，鑑定人に対する御意見，医事関係訴訟委員会に対する御意見等があれば，記載してください。

・鑑定人選任を最高裁ルートでお願いし，最終的に，鑑定書が出るまで，１年くらいかかっており，やや長かった。しかし，鑑定は，公正かつ密であり，十分価値を有するものであった。（被告補助参加人代理人）

・鑑定申請から鑑定人選任までに１年５か月を要した。裁判所の指導により，鑑定人選任申立をしたが，こんなに時間がかかるのでは，今後申立はできない。（原告代理人）

・鑑定人選定の申請において，治療経緯や症状等の一覧表の作成は，申請者にとって負担が大きい。もう少し簡易なものでよいことにしてほしい。（原告代理人）

・鑑定人の選定までに時間がかかりすぎることや，鑑定人の所在場所（病院）が限定されているため，鑑定対象者が容易に出かけられないこと等，いろいろと問題があることがわかった。（原告代理人），鑑定人の選定までに時間がかかりすぎると思う。（被告代理人）

・当該事案に即した専門的知見を有する鑑定人が選ばれる必要があるが，本件ではそれが実現されなかった。鑑定人の選任方法を工夫されたい。（原告代理人），鑑定人に鑑定を依頼する段階で，詳細なものをお願いしたい，文献添付をお願いしたいなどと伝えたほうがよいと思う。詳細な鑑定書でなかったり，文献添付がなかったりすると，補充鑑定や鑑定人質問を行わなければならなくなる。（被告代理人）